

平成 30 年度 第 1 回
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 平成 30 年 8 月 22 日 (水) 14:00 ~

場所 : 香美市役所本庁舎 5 階委員会室 3

日 程

1 福祉事務所長あいさつ

2 自己紹介

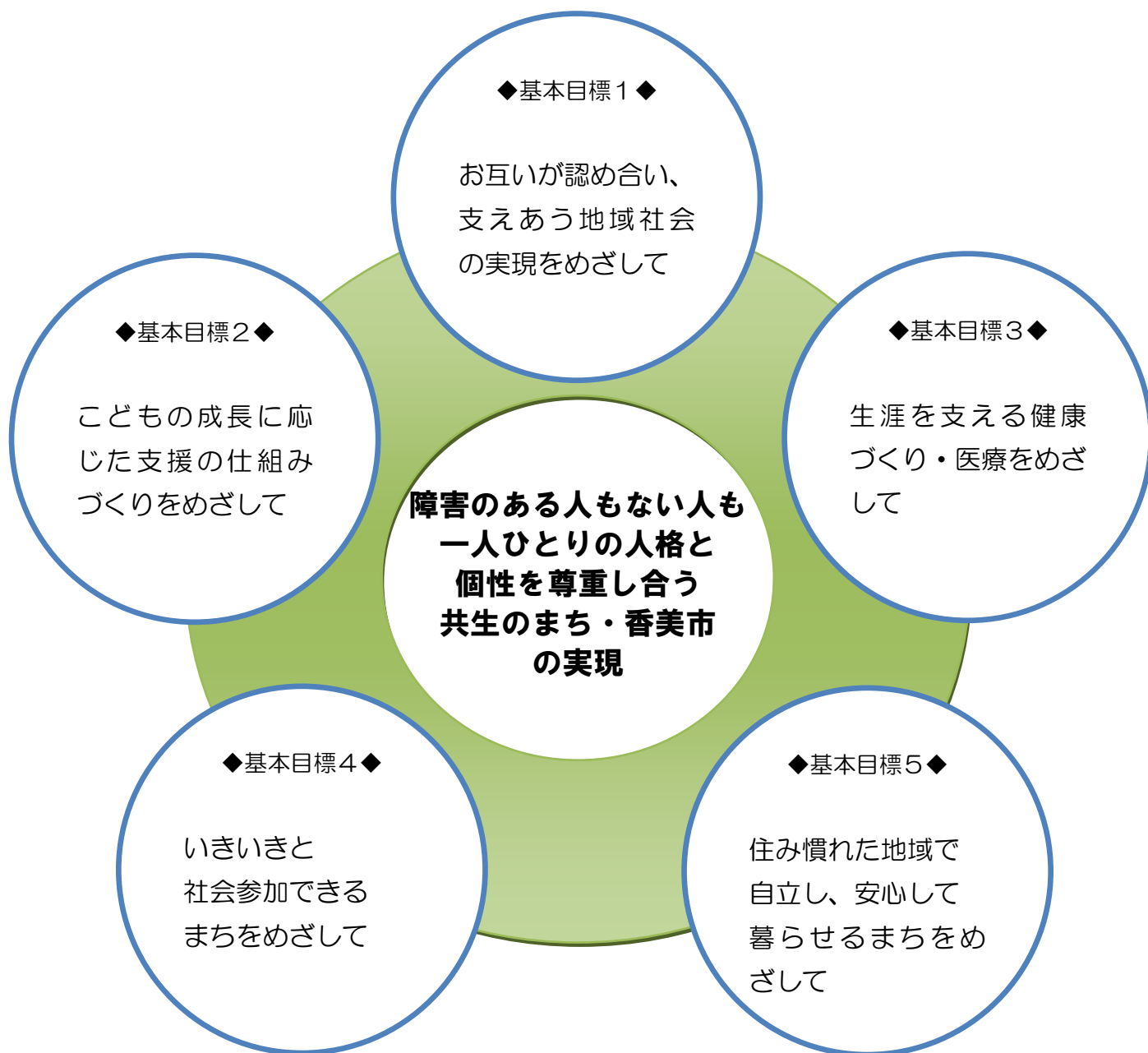
3 会長挨拶

4 議 事

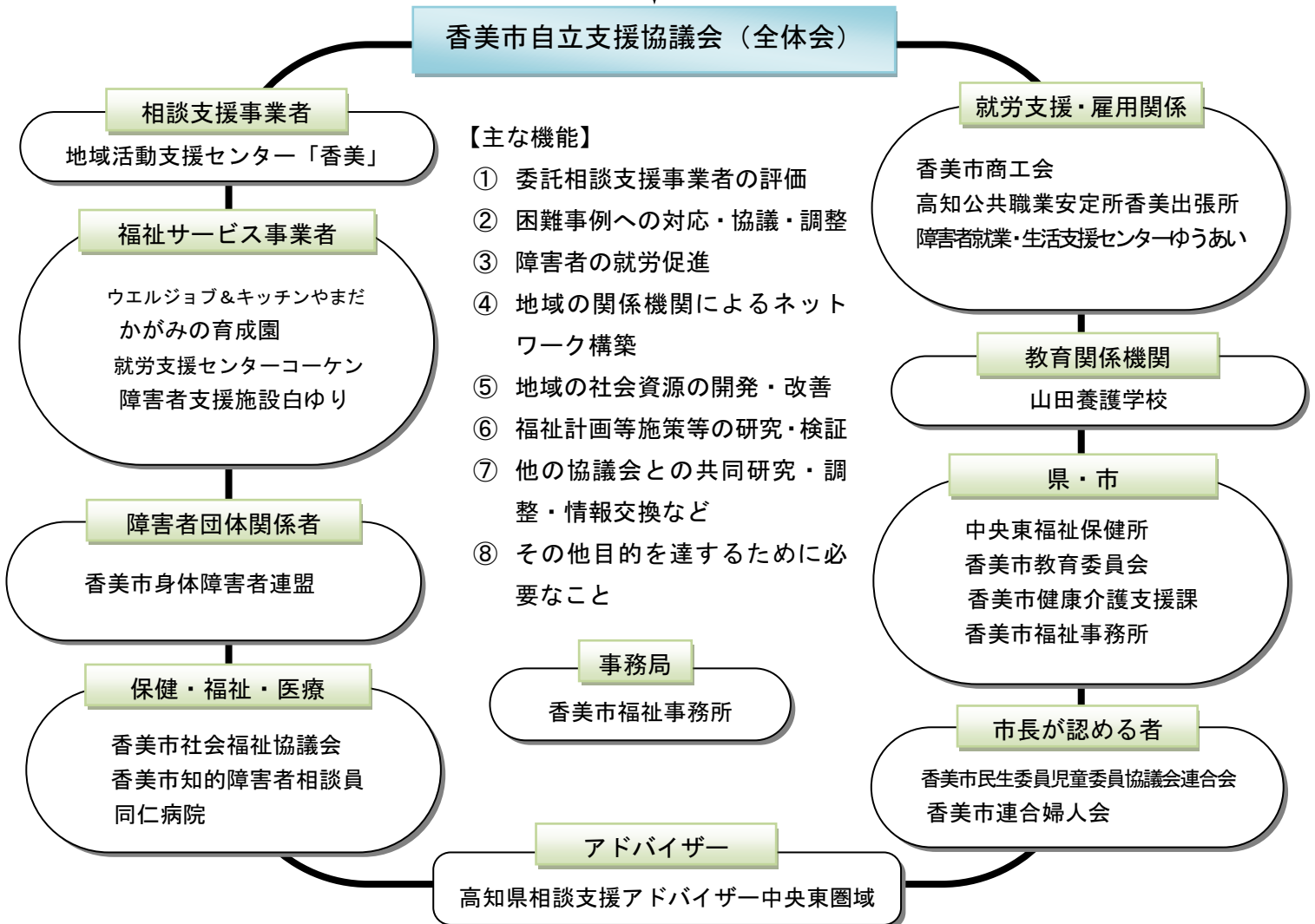
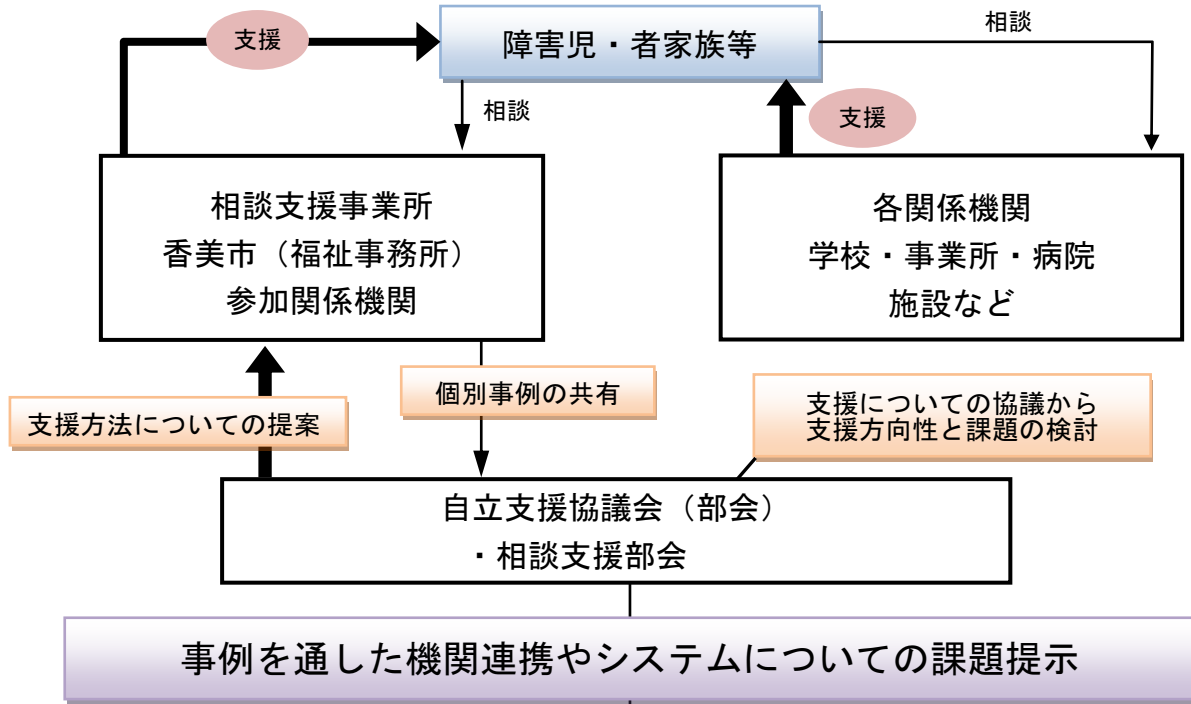
- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 前回の障害者自立支援協議会（全体会）からの経過報告 | P5～6 |
| ①計画相談支援について | |
| ②香美市障害者計画配布状況について | |
| ③平成30年度より創設された新サービスについて | |
| ④手話奉仕員養成研修について | |
| ⑤香美市障害者虐待防止センターからの報告 | |
| ⑥ヘルプマーク配布について | |
| (2) 地域活動支援センター「香美」からの報告 | P7～8 |
| (3) 相談支援部会からの報告 | P9～10 |
| (4) 第4期香美市障害福祉計画の取り組みについて | P11 |
| (5) 香美市障害者計画等について | P12～15 |
| (6) その他 | P16 |

4 副会長あいさつ

香美市の目指す将来像と基本目標



平成 30 年度
香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



番号	機関名等	委員職名	委員氏名	郵便番号	連絡先	電話番号	FAX
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	オカダ ミキオ 岡田 幹雄	782-0036	香美市土佐山田町1689-1	53-7077	52-8088
2	ウエルジョブ&キッチンやまだ	管理者	キタオカ アキヒロ 北岡 昭博	782-0035	香美市土佐山田町百石町1-14-9	57-2099	57-2044
3	かがみの育成園	園長	ハマダ アキラ 濱田 明	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	53-2174	53-2175
4	就労支援センター コーケン	サービス管理責任者	マエダ カズコ 前田 和子	783-0062	南国市久礼田368	088-862-3886	088-862-3887
5	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	ニシオ ユウヘイ 西尾 悠平	782-0016	香美市土佐山田町山田1192	52-4131	52-1167
6	香美市身体障害者連盟	会長	イワコシ タカアキ 岩越 孝明				
7	香美市社会福祉協議会	会長	ヒロスエ トシロウ 弘末 俊郎	782-0041	香美市土佐山田町262-1	53-5800	53-5470
8	香美市知的障害者相談員		アキトモ ヒデシ 秋友 英稔				
9	同仁病院	相談員	ヨコガワ キエ 横川 貴恵	782-0035	香美市土佐山田町百石町2-5-20	53-3155	53-3096
10	香美市商工会	副会長	イシカワ ユウイチ 石川 祐一	782-0034	香美市土佐山田町宝町2丁目2番27号	53-4111	53-4113
11	高知公共職業安定所香美出張所	所長	マチダ ユキ 町田 由季	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10	53-4171	53-2291
12	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	タカハシ ヨシヒロ 高橋 佳宏	783-0005	南国市大堀乙2305	088-854-9111	088-854-9112
13	高知県立山田養護学校	校長	タナカ シンイチ 田中 信一	782-0016	香美市土佐山田町山田1361	52-2195	52-0031
14	高知県中央東福祉保健所	所長	タガミ トシシ 田上 豊資	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	53-3173	52-4561
15	香美市教育委員会	指導主任	オカザキ ユカ 岡崎 由佳	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-1081	57-0123
16	香美市健康介護支援課	保健師	カゴオ シホ 籠尾 志保	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	52-9282	53-1094
17	香美市福祉事務所	所長	サタケ リト 佐竹 教人	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-3117	53-1094
18	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	ヤマナカ ヒロミチ 山中 博通	782-0041	香美市土佐山田町262-1(社協内)	53-5800	53-5470
19	香美市連合婦人会	副会長	ヨシモト エツコ 吉本 悦子				

機関名等	職名	氏名	郵便番号	連絡先	電話番号	FAX
アドバイザー						
高知県相談支援アドバイザー		スミモト ヨシミ 住友 芳美	781-5452	香南市香我美町下分684-1 地域活動支援センターあけぼの	57-7180	57-7181

議事(1) 前回の障害者自立支援協議会(全体会)からの経過報告

報告① 計画相談支援について

平成27年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須となっている。香美市の導入率は平成30年3月1日時点で、計画相談支援100%（利用者201名）、障害児相談支援100%（利用者45名）となり、平成30年7月末時点で計画相談支援100%（利用者216名）、障害児相談支援100%（利用者44名）と継続している。

昨年4月に指定相談支援事業所として社会福祉法人土佐香美福祉会を指定し、ウエルジョブ相談支援センターが開設されているが、今年の3月末で、社会福祉法人よりグループ企業の株式会社ワークチャンスに事業移管するためいったん廃止となり、4月1日より株式会社ワークチャンスのグループ企業としてウエルジョブ相談支援センターを再指定している。

市内指定特定相談支援事業所連絡会については、29年度は4回開催している。今年度も相談支援体制の充実・相談支援事業所間のネットワーク強化に向け、意見交換会を開催したいと考えており、すでに5月30日、7月23日に開催し、相談員のスキルアップを図った。今年は2ヶ月おきに開催し8月・10月・12月・2月に開催を予定している。

5月30日 事例検討「介護保険制度との連携」
7月23日 意見交換「平成29年度の反省会等」

報告② 香美市障害者計画配付状況について

平成30年3月に完成した「第3次香美市障害者計画・第5期香美市障害福祉計画・第1期香美市障害児福祉計画」については、6月に印刷製本が仕上がり、7月末までに障害者自立支援協議会委員、計画作成部会委員、身体・知的相談員、香美市内の事業所に配付している。

計画書概要版の説明をぷちカフェ・アトリエで7月に実施し、今後も10月頃までにかけて、民生委員協議会や各種団体等に出向いて実施を予定している。

報告③ 平成30年度より創設された新サービスについて

平成30年4月1日より障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が施行されたことにより、以下の3つの新サービスが利用開始となる。

- (1) 自立生活援助・・・障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。

*高知県内では指定をうけている事業所はない。(平成30年8月7日時点)

- (2) 居宅訪問型児童発達支援・・・重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

*高知県内では高知市で指定を受けている事業所が1箇所あるが利用実績はない。

- (3) 就労定着支援・・・就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス。

*高知県内で4つの事業所が指定を受けている(香南市1箇所・黒潮町1箇所・四万十市1箇所・宿毛市1箇所)

報告④ 手話奉仕員養成研修について

平成29年度は、南国市・香南市との合同開催により入門編講座が10月2日から3月12日の期間で全20回開催されている。受講者数45名のうち修了者数は28名となる。今年度は、基礎編を7月2日より開始し、2月18日までに全25回開催を予定している。対象者は、入門編修了者の28名になる。

報告⑤ 香美市障害者虐待防止センターからの報告

平成29年度中に養護者による障害者虐待に関する通告は3件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通告は1件であった。また、虐待認定と対処方法について助言を求めため、平成30年3月末に、高知県が実施する高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム派遣事業における専門家チームの派遣を高知県高齢者・障害者権利擁護センターに依頼し、初めて利用している。昨年につづき、今年度も香美市障害者虐待防止等連絡協議会の開催を2月に予定している。

報告⑥ ヘルプマークの配布について

7月20日より、高知県内で、ヘルプマークの無料配布が開始されている。香美市においても、福祉事務所、香北支所、物部支所で配布をしている。(香美市広報8月号に掲載)。8月14日時点で、配布数は、合計24個であった。月毎に高知県障害福祉課に配布実績を報告し、在庫が少なくなると県に補充依頼をすることで追加配布されることになっている。

議事(2)平成29年度 地域活動支援センター「香美」 事業報告 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

地域活動支援事業目的 障害児者に関わる地域における自立した日常生活又は社会生活を営むための支援と引きこもりの方や地域社会と繋がっていない方及びその家族の居場所として安心して利用できると共に、本人と家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

■登録者実人数 (平成30年3月31日現在)

地域活動支援事業

	内 訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
平成29年度	1	11	14	3	3	0	32
平成28年度	1	10	9	2	3	0	25

■利用者数 年間 延べ人数

H29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	107	152	155	130	151	121	148	109	114	99	118	106	1,510
開所日	20	19	22	20	22	20	21	19	20	19	19	22	243
1日平均	5.4	8.0	7.0	6.5	6.9	6.1	7.0	5.7	5.7	5.2	6.2	5.5	6.2
H28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	149	123	130	133	146	118	143	141	124	109	129	134	1,579
開所日	20	19	22	20	22	20	20	20	19	19	20	22	243
1日平均	7.5	6.5	5.9	6.7	6.6	5.9	7.2	7.1	6.5	5.7	6.5	6.1	6.5

活動内容

創作活動:折り紙教室、カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道
 余暇活動:カラオケ、スポーツレクリエーション、パズル、DVD鑑賞、ガーデニング等
 クッキング:昼食づくり、おやつづくり
 座 学:SST、ロールプレイ、衛生管理(歯磨きやみだしなみ等)
 行 事:スポーツ大会、スピリットアート、交流会、ランチの会

現状報告

- 1 活動環境(室内スペース及び周囲の自然環境等)は良くなり、散歩などがしやすくなり、安全に活動ができるようになった。
- 2 障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供等の便宜を供与することや、サービス等利用計画作成及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
- 3 室内活動のスペースが広いため、個々の状態に応じた参加の形がとれはじめた。
- 4 初めての事にも興味が高く、ドミノ、硬筆、読書など新しい活動を展開し、集中した取り組みができた。

平成29年度 地域活動支援センター「香美」 事業報告（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

相談支援事業
事業目的

障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供等の便宜を供与することや、サービス等利用計画作成及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

相談支援事業
委託相談
(一般相談)

■相談者数(実人数)

	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	その他	児童	合計
H29	22	0	50	154	20	5	4	71	326
H28	21	0	79	149	4	2	2	124	381

■支援方法(延べ件数)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
H29	18	140	21	154	1	30	164	31	559
H28	54	93	37	106	12	102	212	21	637

■相談内容(延べ件数)

	福祉サービス 利用	障害や病 気の理解	健康 医療	不安の 解消	保育 教育	家族・人間 関係	家計 経済	生活 技術	就労	社会参加・ 余暇	権利 養護	その他	計
H29	175	2	36	37	23	41	11	90	95	30	11	49	600
H28	199	1	52	35	32	9	10	86	156	37	6	44	667

現状報告

- 1 委託相談からのニーズを受けて、福祉サービスの利用等、計画相談につなげていったことから、委託相談として対応する件数は減ってきた。
- 2 委託相談と計画相談が混同されることが多く、相談者や関係機関ともに混乱するケースが徐々に増えてきている。

議事（３） 相談支援部会からの報告

平成29年度相談支援部会（4月～3月）報告

1 29年度のテーマ

- ① 支援の連携をスムーズに進めるために、参加機関が知恵を出し合う（H25年度から引き続き実施）。
- ② 関係機関の情報共有と事例検討を行い、それを蓄積し、地域課題の抽出を行う。

平成29年度は、関係機関の間で情報の共有を中心とした事例報告等を行っていく「情報共有定例会」と、事例検討等により支援についての課題を整理していく「相談支援部会」を開催し、個別課題と地域課題の整理を行い、その蓄積により、障害者を巡る地域課題を抽出し検討を実施。

*情報共有定例会と相談支援部会の開催月は以下のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報共有定例会	○	○		○	○		○	○		○	○	
相談支援部会			○			○			○			○

*30年度部会実施状況（30年4月～7月）

	4月	5月	6月	7月
情報共有定例会	○	○	○	
相談支援部会			○	○

2 情報共有定例会

- ① 参加機関 高知県中央東福祉保健所、同仁病院、香美市社会福祉協議会、香美市健康介護支援課
香美市福祉事務所、地域活動支援センター「香美」

② 内容

1) 各機関からのケース報告

- ・他機関に共有してもらいたい事例や支援のアイデアが欲しい事例について文書又は口頭により報告
- ・必要に応じてケース検討を実施。

2) 前月報告のあったケースについて、その後の支援状況を報告する。

- ・支援の状況について、各機関で共有する。

開催日	提出事例数	報告事例数	備 考
4/17	3事例	1事例	4・5月は共通した事例のため、6月の相談支援部会で事例検討する
5/17	2事例	2事例	〃
7/19	7事例		7・8月は共通した事例のため、9月の相談支援部会で事例検討する
8/16	10事例	3事例	〃
10/18	7事例		10・11月は共通した事例のため、12月の相談支援部会で事例検討する
11/15	7事例	2事例	〃
1/17	7事例	1事例	
2/21	10事例	1事例	
3/20			相談支援部会の今後の方向性の確認と、振り返りを行う

＊ 3月相談支援部会における今後の方向性の確認内容

<情報共有定例会>

目 的⇒支援機関の連携を深め、よりよい個別支援につながるよう知恵を出し合う

ケース報告内容⇒・提出理由を明確にしてコンパクトに報告する

- ・他機関に共有してもらったこと、支援のアイデアが欲しいことを口頭報告

会の役割分担⇒・事務局 香美市福祉事務所

- ・コーディネーター及び進行 地域活動支援センター香美

- ・記録（会議録作成） 参加機関による持ち回り

会の進め方⇒・会の前段で前回の振り返りを行い、流れに沿った議事進行を行う

記録（会議録）⇒・参加機関で持ち回り

<相談支援部会（事例検討）>

目 的⇒地域支援をスムーズに進めるため、参加機関が連携して知恵を出し合う

事例検討対応⇒・情報共有定例会で提出された事例について検討を行う

- ・別途検討すべき事例があれば、事務局に連絡する

役割分担⇒・事務局 香美福祉事務所

- ・事例提供及び進行 参加機関による持ち回り

会の進め方⇒・1月前情報共有定例会でテーマを設定

- ・検討の目的と課題を明確にする

＊事例の扱いには、特段な配慮が必要なため、会議の内容は部外秘とする。

3. 相談支援部会の成果（平成29年4月～30年3月）

- ① 情報共有定例会で報告された事例報告を相談支援部会で事例検討として掘り下げることで、課題をより明確にすることができるようになった。
- ② 地域生活を継続するためには、障害福祉に関する関係機関の連携だけではなく、生活全般に関する支援機関（例：生活保護や教育関係部署など）及び支援者（例：アパートや借家の大家等）との連携を検討していくことが重要な課題として認識された。
- ③ 障害者の就労を継続的に支援していくために、障害者特性の理解や福祉事務所による支援（研修会の開催）などについても、今後検討していく必要があることが認識された。

議事(4) 第4期香美市障害福祉計画(H27~29)の取り組みについて

計画策定時のアンケート調査

<対象>

- ・障害者:在宅の居宅介護サービス利用者と地域活動支援センターの日中活動利用者
- ・障害児:特別児童扶養手当受給者
- ・未利用者:18歳~65歳未満の障害者手帳所持者でサービスを利用していない人

<期間>平成26年10月

<方法>郵送法

<回収率>

- ・障害者:52.4%(42名に送付し22名回収)
- ・障害児:42.5%(87名に送付し27名回収)
- ・未利用者:42.1%(316名に送付し133名回収)

調査から見えてきたこと

<障害者>

◆障害者福祉に必要と思うこと

「障害や障害のある人への理解を深める」40.9%

「身近なところで気軽に相談できる」40.9%

◆災害時の避難場所・避難方法に不安があるか

「はい」40.0%「いいえ」18.2%

◆成年後見制度についてよくわからないか

「はい(よくわからない)」45.5%「いいえ(わかっている)」9.1%

<障害児>

◆必要なことや必要な支援

「一貫して継続した学業支援の仕組みづくり」81.1%

「加配保育士や学校教職員の資質向上」78.4%

「身近な場所で療育的な支援が受けられる」78.4%

◆成年後見制度についてよくわからないか

「はい(よくわからない)」67.6%「いいえ(わかっている)」24.3%

<未利用者>

◆暮らしやすいまちづくりに必要なこと

「相談しやすい窓口をつくる」51.1%

「サービス利用の手続き支援」39.8%

「行政からの福祉に関する情報提供の充実」33.1%

今後必要なこととしてまとめたこと

- ・福祉サービス、避難場所、成年後見制度等を含む「情報提供」
- ・身近なところに相談窓口があるなど「相談支援体制の充実」
- ・切れ目ない学業支援体制など「障害児の支援体制の充実」
- ・障害に関する理解を促進し、「居場所づくり」

第4期で取り組んだこと

- ・地域活動支援センター「香美」、障害者相談員紹介の記事を広報に掲載し、相談窓口の周知
- ・福祉に関する記事の広報への定期・随時掲載
- ・障害者自立支援協議会の日程・資料の市ホームページ掲載
- ・市内就労系事業所のパンフレットを作成し、相談支援事業所や関係機関に配付
- ・相談支援部会をより充実させるための見直し
- ・市内指定特定相談支援事業所連絡会を定期開催し、相談支援体制の整備を充実
- ・子ども支援部会にて発達障害に関する啓発パンフレットの作成・配布、啓発講座の開催
- ・発達障害児者支援に関する庁内連絡会を定期に開催し、庁内の連携を強化
- ・ティーチャーズトレーニング、双方向会議システムを使った県立大の発達障害に関する講義の公開講座の開催により、児童生徒に関わる支援者のスキルアップ
- ・居住支援部会にて、個別事例から障害のある方への住まいの場の提供に関する振り返りの協議と低家賃の賃貸物件についての情報提供の仕組みについて検証
- ・香美市内相談窓口一覧表の作成・配布
- ・市ホームページのウェブアクセシビリティ(誰もが支障なく閲覧できること)をさらに向上
- ・手話奉仕員養成研修を南国・香南・香美3市で共同開催
- ・障害者計画の見直しと・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定(アンケート調査の実施と、現状の把握・課題整理、目標設定、取り組みの決定)

議事(5) 香美市障害者計画等について

1. 平成29年度第2回協議会説明時からの変更箇所について

① 14 ページ【参考】の表 変更前→平成33年4月から

変更後→平成33年4月まで

② 76 ページ 3-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本市における方針】

変更前→情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、既存の「障害者自立支援協議会」を協議の場として位置づけ、近隣自治体との連携や内容の充実を図っていきます。

変更後→情報共有や連携を行なうため、広域での協議の場の検討や、既存の「障害者自立支援協議会」を活用していきます。

【成果目標】

変更前→既存の「障害者自立支援協議会」を協議の場として位置づけ

変更後→広域での協議の場の検討、障害者自立支援協議会を活用

③ 78 ページ 3-5 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備 等

【本市における方針】

変更前→既存の障害者自立支援協議会等も活用しながら、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図り、支援体制を整備していきます。

変更後→広域での協議の場や調整方法を検討し、既存の障害者自立支援協議会等も活用しながら、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図り、支援体制を整備していきます。

2. 平成29年度障害福祉サービス等利用状況の報告及び第5期障害福祉計画見込量

①障害福祉サービスの利用者数

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1 2 3 4 5	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 /月	見込値	508	503	503	403	413	423
			実績値	445	357	317			
		人 /月	見込値	43	42	42	29	30	31
			実績値	39	36	29			
6	短期入所 (ショートステイ)	人日 /月	見込値	119	120	120	94	104	114
			実績値	84	96	84			
		人 /月	見込値	20	21	22	15	16	17
			実績値	14	19	14			
7	療養介護	人/月	見込値	9	9	9	9	9	9
			実績値	9	9	9			
8	生活介護	人日 /月	見込値	1,751	1,791	1,825	1,822	1,845	1,891
			実績値	1,744	1,662	1,700			
		人 /月	見込値	87	89	91	86	87	89
			実績値	87	82	85			
9	施設入所支援	人 /月	見込値	50	50	50	45	46	46
			実績値	47	48	47			

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
10	自立訓練 (機能訓練)	人日 /月	見込値	22	0	0	23	23	23
			実績値	16	46	46			
		人 /月	見込値	1	0	0	1	1	1
			実績値	1	2	2			
11	自立訓練 (生活訓練)	人日 /月	見込値	34	11	23	198	197	155
			実績値	83	92	89			
		人 /月	見込値	2	1	1	9	9	7
			実績値	9	7	4			
12	就労移行支援	人日 /月	見込値	23	21	3	21	21	21
			実績値	23	23	20			
		人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
13	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日 /月	見込値	449	451	453	428	428	434
			実績値	552	564	428			
		人 /月	見込値	21	21	21	23	23	23
			実績値	28	29	23			
14	就労継続支援 (B型=非雇用型)	人日 /月	見込値	769	761	761	597	620	640
			実績値	745	790	562			
		人 /月	見込値	42	41	41	32	33	34
			実績値	43	43	32			
15	共同生活援助 (グループホーム)	人 /月	見込値	40	39	40	42	44	44
			実績値	39	41	43			
16	自立生活援助	人 /月	見込値				0	1	1
			実績値						
17	就労定着支援	人 /月	見込値				0	1	1
			実績値						

※1)人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス

②相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1	計画相談支援	人 /月	見込値	27	27	30	30	30	30
			実績値	22	26	30			
2	地域移行支援	人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
3	地域定着支援	人 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			

③障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第1期障害児福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1	児童発達支援	人 /月	見込値	14	17	15	11	11	11
			実績値	14	15	12			
		人日 /月	見込値	59	62	58	36	36	33
			実績値	43	43	41			
2	医療型児童発達	人	見込値	3	3	3	0	0	0

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第1期障害児福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
	支援	／月	実績値	2	0	0			
			見込値	9	9	9	0	0	0
		人日 ／月	実績値	4	0	0			
3	放課後等デイサービス	人 ／月	見込値	18	18	20	52	54	54
			実績値	27	34	53			
		人日 ／月	見込値	130	130	144	368	414	450
			実績値	155	234	310			
4	保育所等訪問支援	人 ／月	見込値	16	21	23	2	2	2
			実績値	4	7	4			
		人日 ／月	見込値	16	21	23	2	2	2
			実績値	4	7	4			
5	居宅訪問型児童発達支援	人 ／月	見込値	-	-	-	0	1	1
			実績値	-	-	-			
		人日 ／月	見込値	-	-	-	0	1	1
			実績値	-	-	-			

※1)人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

④障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位		第1期障害児福祉計画		
				平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1	障害児相談支援	人 ／月	見込値	11	11	11
			実績値			

⑤地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有			
2	自発的活動支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	無	無	無			
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
4	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	無	無	無			
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値				有	有	有
			実績値						
6	意思疎通支援事業	実人数 ／年	見込値	38	38	37	40	40	40

7 日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	介護・訓練支援用具	件 ／年	見込値	3	3	3	2	2	2
			実績値	1	0	1			
②	自立生活支援用具	件 ／年	見込値	4	4	4	2	2	2
			実績値	1	2	1			
③	在宅療養等支援用具	件 ／年	見込値	6	6	6	3	3	3
			実績値	3	1	3			
④	情報・意思疎通支援用具	件 ／年	見込値	6	6	6	6	6	6
			実績値	4	8	5			
⑤	排泄管理支援用具	件 ／年	見込値	640	650	660	780	790	800
			実績値	735	750	776			
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件 ／年	見込値	2	2	2	1	1	1
			実績値	0	0	0			

No.	事業名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値				実施	実施	実施
			実績値			実施			
9	移動支援事業	延時間 ／年	見込値	600	620	640	730	750	770
			実績値	685	786	677			
		実人数 ／年	見込値	11	13	15	12	14	16
			実績値	11	13	10			
10	地域活動支援センター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
		実人数 ／年	見込値	26	28	30	30	30	30
			実績値	25	25	32			

No.	事業名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
11	日中一時支援	箇所	見込値	5	5	5	12	12	12
			実績値	11	12	13			
		実人数 ／年	見込値	7	8	9	6	7	7
			実績値	7	5	5			
12	声の広報等発行	実人数 ／年	見込値	10	12	13	4	4	4
			実績値	7	6	5			
13	自動車運転免許取得・改造助成	実人数 ／年	見込値	2	2	2	3	3	3
			実績値	2	5	0			
14	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値				実施	実施	実施

議事（6） その他

香美市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、本市における障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の自立生活を支援することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関(以下「関係機関等」という。)で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害者団体等関係者
- (4) 保健、福祉及び医療関係機関
- (5) 就労支援及び雇用関係機関
- (6) 教育関係機関
- (7) 県及び市行政関係部署等
- (8) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者(以下「全体会の委員」という。)で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者(以下「専門部会の委員」という。)で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議

する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。